


所管部課	子ども生活部 保育課	部長	榎本 豊	
件名	平成28年度東大和市病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱について			
		区分	1 審議事項 <input type="radio"/>	2 報告事項 <input type="radio"/>
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則		
	部課機関			
1. 要旨				
<p>病児・病後児保育の保育料の減免において、ひとり親間の負担均衡を図るために、婚姻歴のないひとり親に対して税法上適用されない寡婦（夫）控除のみなし適用を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>婚姻歴のないひとり親世帯の減免については、地方税法上の寡婦（夫）控除のみなし適用し、税の再計算をおこない、適用の有無を判定する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>保育料の減免判定に婚姻歴の有無による影響がなくなり、利用者負担の公平性及び利用者の経済的支援を図ることができる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
<p>庁議付議後、起案処理により改正の事務手続きを進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。